

法人税申告における留意点について

申告における留意点

- 1 法人税確定申告書の作成
- 2 申告及び納付期限
- 3 申告に誤りがあった場合



1 法人税確定申告書の作成

申告書作成の流れ(「会社の決算・申告の実務」P2)

1 試算表の作成、決算調整



2 決算書類等の作成(株主総会での承認)

(例 貸借対照表、損益計算書など)



3 申告調整(申告書の作成)



4 税務署に提出



1 法人税確定申告書の作成

▶ 作成・提出する書類

(1) 法人税確定申告書及び別表,勘定科目内訳書
必ず提出する。

(2) 法人事業概況説明書
必ず提出する。

(3) 適用額明細書
該当法人のみ。



所得金額の算出方法（申告書・別表4）

当期利益又は当期欠損		5,000	← 決算書の利益または損失の金額
加 算	損金経理した 法人税	200	この加算、減算の欄で、会社の会計では費用として処理したが、税法上費用として認められない、費用として認められるものを調整 ⇒これを申告調整という
	損金経理した 加算金	5	
	交際費の 損金不算入	100	
	小計	305	
減 算	受取配当の 益金不算入	5	
	法人税等の 還付	10	
	小計	15	
差引計		5,290	
欠損金の当期控除額		1,000	← 前期までの繰越欠損金（青色申告法人のみ適用）
所得金額又は欠損金額		4,290	← この金額に対して、税金がかかる

2 申告及び納付期限

- ▶ 原則 **事業年度終了してから2ヶ月以内**
(特例: 申告期限の延長を申請している場合は3ヶ月)
令和2年3月31日決算の場合
・・・令和2年6月1日(月)まで

遅れてしまうと……

- ① 税額が発生する場合には、**加算税・延滞税**が発生する
場合がある。
- ② 2期連続で申告期限に遅れると、**青色申告の承認**が取り消される。



2 申告及び納付期限

▶ 提出方法

- **税務署の窓口**に持参

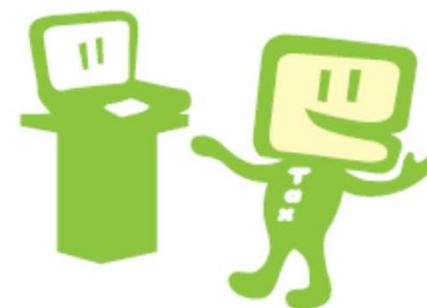
(8:30～17:00以外の時間帯でも、
夜間収受箱に投函することで提出可能)

- **郵送**

郵便局の通信日付印の日に提出されたとみなされる。
(ゆうパックや、宅急便は**税務署に届いた日が提出日とされる**ので注意。)

- **e-Tax**

インターネットを通じて、自宅から申告することができる。
(電子証明書、ICカードリーダーなどが必要)



3 申告に誤りがあった場合(「会社の決算・申告の実務」P51)

(1) 税額が増える、又は、繰り越す欠損金が減る場合

修正申告書を提出する。

(2) 税額が減る、又は、繰り越す欠損が増える場合

更正の請求書を提出する。

※いずれの場合も、法定申告期限内であれば、
確定申告書の再提出(訂正申告)で対応できる



消費税の概要

本日の内容

- ▶ 1 消費税の概要
- ▶ 2 消費税の課税対象となる取引
- ▶ 3 納税義務者の判定
- ▶ 4 消費税の計算方法
- ▶ 5 申告書について



1 消費税の概要（冊子「消費税のあらまし」p1）

○消費税とは？

消費一般に広く公平に課税する間接税で、ほぼすべての国内における商品の販売、サービスの提供に課税されています。

○消費税の負担者はだれ？

最終的に商品を購入し、又は、サービスの提供を受ける消費者です。

○消費税の納税義務者は？

商品の販売やサービスの提供、資産の貸付などをおこなった事業者が消費者などから消費税を受領し納税します。



2 消費税の課税対象となる取引(「消費税のあらまし」 p6)

- ▶ ○国内取引のうち、以下の要件を満たす取引
 - ▶ ①国内において行うものであること
 - ▶ ②事業者が事業として行うものであること
 - ▶ ③対価を得て行うものであること
 - ▶ ④資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること

 - ▶ ①～④のうち1つでも満たさなければ、
 - ▶ 不課税(消費税が課税されない)取引となる

 - ▶ ○輸入取引(税関に輸入申告書を提出して納付)
-

2 消費税の課税対象となる取引(「消費税のあらまし」 p9)

▶ ○非課税取引

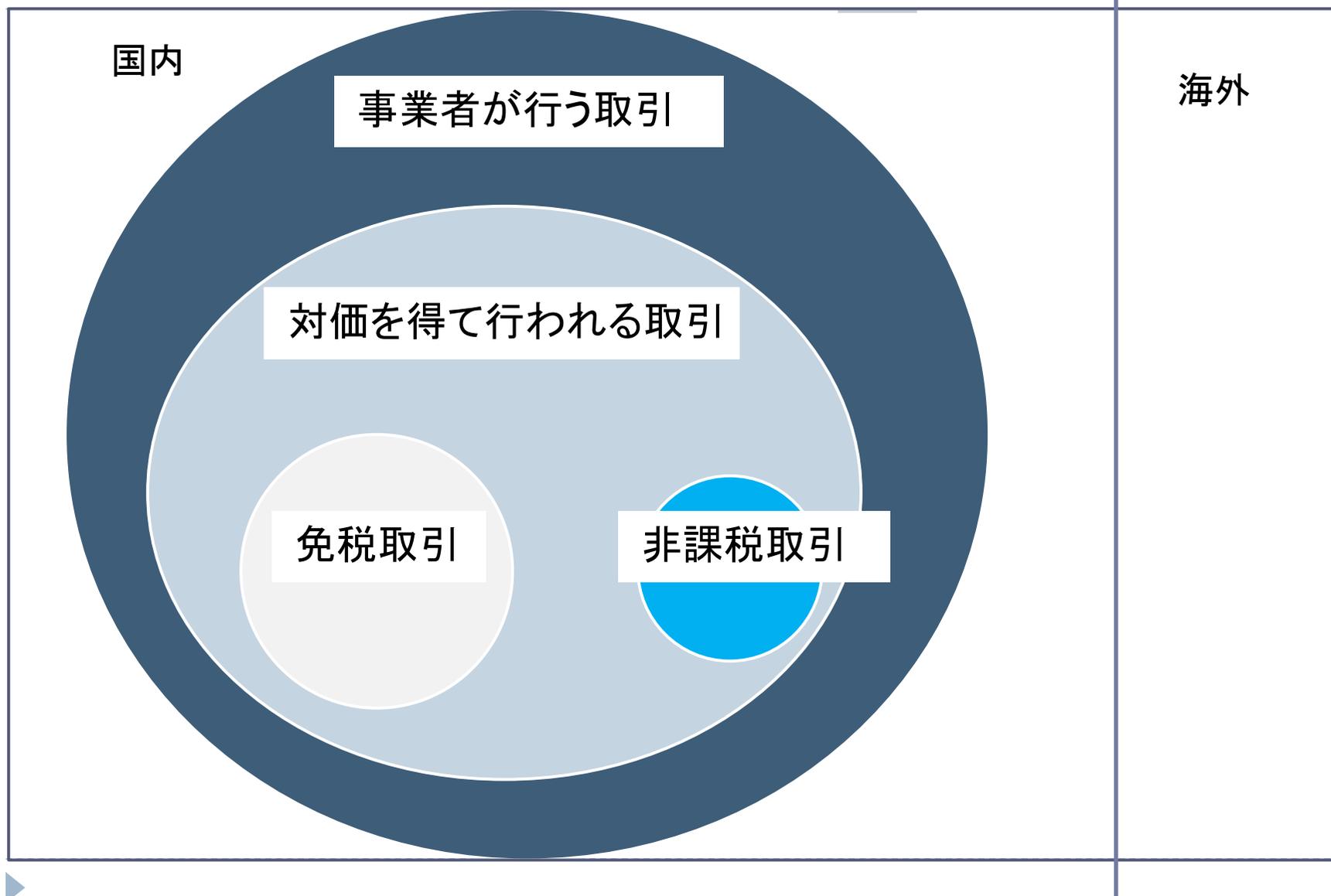
- ▶ ①～④の要件を満たす国内取引の中にも、
- ▶ 消費税を課さない取引がある。

▶ ○代表的な非課税取引

- ▶ ・土地の譲渡及び貸付け
- ▶ ・預貯金及び貸付金の利子
- ▶ ・物品切手等(商品券など)の譲渡
- ▶ ・住宅の貸付け(契約で居住用のもの。例外あり)



課税の範囲



3 納税義務者の判定 (「消費税のあらまし」 p16)

- ▶ (ルール1) **基準期間(前々事業年度)**の**課税売上高**が1,000万円を超えている場合には、当事業年度は納税義務者となる。
- ▶ (基準期間が存在しない設立1期目、2期目については、原則納税義務者とはなりません。)

- ▶ (ルール2) **特定期間(前事業年度の最初の6カ月)**の**課税売上高**(または**給与等支払額**)が1,000万円を超えた場合は、納税義務者となる。



課税売上高・給与等支払額の両方が1,000万円を超えなければ、免税事業者を選択できる。



納税義務の判定

	30/3 (基準 期間)	31/3		R2/3
		30/4~30/9 (特 定期間)	30/10~31/3	
ルール1	課税売上高 1,000万円超	→		課税事業者
ルール2	課税売上高 1,000万円以下	課税売上高又 は給与支払額 1,000万円超	→	課税事業者
ルール以外	課税売上高 1,000万円以下	課税売上高と 給与支払額が 1,000万円以下	→	免税事業者



納税義務の判定

	02(2020)／3 (基準期間)		判定
	31/4～01/9 (特定期間)	01/10～02/3	
ルール1	課税売上高 1,000万円超		R4年3月期は 課税事業者
ルール2	課税売上高及び 給与支払額 1,000万円超		R3年3月期、R4年3月期 共に 課税事業者



納税義務の判定にあたっての留意点

- ▶ 1 基準期間が1年間でない場合は、12か月分に換算
(1か月未満は1月として計算)

例) 令和元年5月10日設立 3月決算の場合

課税売上高 950万円

950万円 × 12か月 / 11か月 = 約1,036万円

- ▶ 2 新設法人の特例(P19)

基準期間がない場合、事業年度の開始の日における
資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合は、
課税事業者となります。

※ 3年目以降は原則通り基準期間で判定する。

設立1期目に増資をして2期目の初日の時点で
1,000万円以上となった場合にも特例で課税事業者となる。

納税義務者の判定

- ▶ 当事業年度の課税売上高などによって、今後課税事業者となることが判明した場合には、すみやかに税務署へ届出書を提出してください。(P17)

○基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合
『消費税課税事業者届出書(基準期間用)』

○特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合
『消費税課税事業者届出書(特定期間用)』



4 消費税の計算方法について（「消費税のあらまし」 p25）

▶ 原則（一般課税）

課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算する方法

特例（簡易課税）

課税売上に係る消費税額に、事業に応じた一定のみなし仕入率を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する。



一般課税の場合の計算イメージ (「消費税のあらまし」 p26)

売上などで受領した消費税額 1,000,000円

仕入などで支払った消費税額 800,000円

差 引 200,000円(納税額)

受け取った消費税と、支払った消費税の両方の情報が必要となります。



簡易課税の計算イメージ(「消費税のあらまし」 p34)

▶ 卸売業の場合

売上などで受領した消費税額 1,000,000円

$$\begin{aligned} 1,000,000\text{円} &\times 90\%(\text{みなし仕入れ率}) \\ &= 900,000\text{円} \end{aligned}$$

差 引 100,000円(納税額)

受領した消費税の額がわかれば計算可能です。

※ 簡易課税を適用するためには、

- ①課税期間開始前に届出書を提出すること
- ②基準期間の課税売上高が 5,000万円以下であること が必要です。